

令和6年8月29日
文部科学省
初等中等教育局児童生徒課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等（案）に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等（案）」について、令和6年7月11日から令和6年8月15日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)等の意見提出フォームを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計126件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 不登校児童生徒や保護者への負担について	<p>不登校児童生徒や保護者に対して、成績がつくように学習しなければならないというプレッシャーがかかる危険性がある。</p> <p>学校による定期的・継続的な状況把握は、不登校児童生徒や保護者にとって負担が大きいのではないかと。</p>	<p>本法令改正は、学校外の機関や自宅等において学習を続けている不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進することを目的として、告示に定める一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価を行うことができる旨を法令上でも明確化したものです。</p> <p>そのため、多様な状況にある不登校児童生徒に対して、一律に告示の要件を満たし成績評価の対象となることを求めているものではありません。通知等を通じて、その趣旨の徹底に努めてまいります。</p> <p>学校が不登校児童生徒の成績評価を行うには、当該児童生徒の学習活動の状況等を可能な限り把握できている必要があります。そのためには定期的・継続的な状況把握を行う必要があると考えています。</p>
2. 学校現場への負担について	<p>多忙な学校現場に過度な負担をかけることになり、反対である。不登校児童生徒の成績評価を導入するのであれば、その負担に応じた必要な体制整備や業務縮減が必要。</p>	<p>不登校児童生徒の学習成果の成績評価はこれまででも可能であったところ、この度の法令改正は、一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価を行うことができる旨を法令上明確化したものです。</p> <p>教師を取り巻く環境整備については、令和6年8月にとりまとめられた「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進するこ</p>

		ととしております。
3. 不登校児童生徒の学習成果に対する成績評価の困難さについて	<p>不登校児童生徒の成績評価に際しては、登校している児童生徒と公平な基準で評価を行う必要があるが、教師が、その公平性を保ちつつ、学習状況を直接確認できない不登校児童生徒の成績評価を行うことは困難であり、本法令改正には実効性がない。</p> <p>成績評価を行うかは学校が判断すべきものであり、本法令に基づいて、成績評価を行うことを強要されないようにしてほしい。</p>	<p>本法令改正は、一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価を行うことができる旨を法令上でも明確化したものです。観点別学習状況や評定を記載することが困難な場合は、指導要録の所見欄にその学習状況を文書記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った、適切な記載に努めることは重要であると考えており、通知等を通じて、その趣旨の徹底に努めてまいります。</p>
4. 不登校児童生徒の多様な学習成果への評価について	<p>在籍する学校の教育課程とは異なる内容のものも含め、不登校児童生徒の多様な学習成果を評価できるようにすべき。</p>	<p>学校の成績評価は、在籍する学校の教育課程に照らして行われるものであると考えています。</p>
5. 学校ごとの対応の違いへの懸念について	<p>学校ごとに対応が変わらないように文科省が統一的な基準を設けるなど、不登校児童生徒の成績評価に係る基準の統一化・明確化をしてほしい。</p>	<p>成績評価は在籍する児童生徒の学習活動等の状況を把握している各学校において行われるものであり、文部科学省が統一的な基準を設けることは困難と考えていますが、各学校における取組状況の情報提供を行うなど、必要な対応について検討を行ってまいります。</p>
6. 法令改正に関する周知について	<p>本法令改正の趣旨が現場に伝わるように、周知を徹底してほしい。</p>	<p>通知や各種説明会等を通じて、本法令改正の趣旨の徹底を図ってまいります。</p>
7. 魅力ある学校づくりの必要性について	<p>成績評価をできるようにする以前に、学校を魅力ある環境にするように取り組むべき。</p>	<p>全ての子供が安心して学べる魅力的な学校づくりを推進することは重要であり、令和5年3月のCOCOLOプランにおいて、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保を推進しているところです。学校が児</p>

		<p>童生徒にとって生活しやすい雰囲気となるよう改善する取組や、柔軟な学びの実現に向けた授業の改善、いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底等を通じて、全国における魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。</p>
8. その他	<p>本法令改正によって不登校を助長することとなるのではないか。</p>	<p>本法令改正は、学校外の機関や自宅等において学習を続けている不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進することを目的として、告示に定める一定の要件の下、学校の判断で不登校児童生徒の成績評価を行うことができる旨を法令上でも明確化したものであり、不登校を助長するものではありません。</p> <p>学校の役割は極めて大きく、不登校により学校教育を受ける機会を得られないことは将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することから、まずは誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要であると考えています。</p> <p>本法令改正において成績評価に当たっては、学校が保護者等との十分な協力体制を保ち、不登校児童生徒本人と関わりを継続すること等を求めています。通知においても、必要な程度を超えて不登校の期間が長期にわたることを助長しないよう留意することを徹底してまいります。</p>

※上記のような本法令改正に対する直接の御意見のほかにも、

- ・ 現行の成績評価そのものの妥当性についての御意見
 - ・ 調査書の在り方についての御意見
 - ・ フリースクール等への運営補助や学校外の学習への経済的支援を求める御意見
- など様々な御意見を頂きました。